田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 告 示

ページ

○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 【環境局環境監視部環境監視課】

5

◇ 公 告

〇 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】

8

北九州市告示第361号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 093-582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車 | 移動し、 | 移動し、保 | 保管及び返還を行う |
|-------------|------|-------|-----------|
| が放置されていた場所 | 保管した | 管した年月 | 場所 |
| | 自転車の | 日 | |
| | 台数 | | |
| 門司区自転車放置禁止区 | 1 台 | 令和3年9 | 北九州市門司区西海 |
| 域外 | | 月 1 日 | 岸一丁目3番 |
| | 2 台 | 令和3年9 | 西海岸自転車保管所 |
| | | 月10日 | |
| | 1 台 | 令和3年9 | |

| | | 月24日 | |
|-------------|-------|---------|-----------|
| JR小倉駅周辺地区自転 | 3 4 台 | 令和3年9 | 北九州市小倉北区青 |
| 車放置禁止区域 | | 月7日 | 葉二丁目1番 |
| | 2 3 台 | 令和3年9 | 青葉自転車保管所 |
| | | 月27日 | |
| JR西小倉駅周辺地区自 | 1 台 | 令和3年9 | |
| 転車放置禁止区域 | | 月10日 | |
| JR南小倉駅周辺地区自 | 3 台 | 令和3年9 | 北九州市小倉南区下 |
| 転車放置禁止区域 | | 月13日 | 城野一丁目1番 |
| 小倉北区自転車放置禁止 | 2 台 | 令和3年9 | 下城野自転車保管所 |
| 区域外 | | 月 6 日 | |
| | 2 台 | 令和3年9 | |
| | | 月7日 | |
| | 3 台 | 令和3年9 | |
| | | 月10日 | |
| | 1 台 | 令和3年9 | |
| | | 月16日 | |
| | 1 台 | 令和3年9 | |
| | | 月21日 | |
| | 1 台 | 令和3年9 | |
| | | 月22日 | |
| | 1 台 | 令和3年9 | |
| | | 月28日 | |
| モノレール徳力嵐山口停 | 2 台 | 令和3年9 | 北九州市小倉南区八 |
| 留所周辺地区自転車放置 | | 月21日 | 重洲町16番 |
| 禁止区域 | | | 八重洲自転車保管所 |
| 小倉南区自転車放置禁止 | 2 台 | 令和3年9 | 北九州市小倉南区下 |
| 区域外 | | 月 2 日 | 城野一丁目1番 |
| | 3 台 | 令和3年9 | 下城野自転車保管所 |
| | | 月10日 | |
| | 3 台 | 令和3年9 | |
| | | 月13日 | |
| | 2 台 | 令和3年9 | |
| | | 月 1 6 日 | |

| 指於区自転車放置禁止区域外 2台 令和3年9月28日 尤林区自転車放置禁止区域外 2台 令和3年9月14日 北九州市若松区響南町8番小石自転車保管所外不自転車保管所別 八幡東区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9月29日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6商庫 中級置禁止区域 JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9月29日 北九州市八幡西区長崎町14屆東保管所別的工作 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 月14日 場崎町2番長崎町自転車保管所別的工作 JR共場所工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 13日 令和3年9月21日 JR大州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 月3日 令和3年9月21日 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9月16日 「加区自転車放置禁止区域 月2日 「カース 年期区を持止区域 月16日 「カース 年期区を持止区域 月16日 「カース 年期区 上区域 月16日 「カース 年期区 中域的 1台 「カース 日本 日本 | 1 | Г | I | 1 |
|---|-------------|-----|-------|-----------|
| 若松区自転車放置禁止区域外 2台 令和3年9 月14日 町8番 小石自転車保管所 八幡東区自転車放置禁止区域外 1台 令和3年9 月3日 平藤田2319番6 藤田自転車保管所 八幡東区自転車放置禁止区域外 1台 令和3年9 月29日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9 月14日 長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 月9日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 人幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9 月3日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 5台 令和3年9 月21日 北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9 月16日 二六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9 月2目 北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所 三六自転車保管所 三六自転車保管所 三六自転車保管所 | | 1 台 | 令和3年9 | |
| 若松区自転車放置禁止区域外 2台 令和3年9 月14日 北九州市若松区響南 町8番番 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 月3日 八幡東区自転車放置禁止区域外 1台 令和3年9 房129日 北九州市八幡西区大字藤田自転車保管所 学 展 | | | 月22日 | |
| 若松区自転車放置禁止区域外 2台 令和3年9 月14日 北九州市若松区響南 町8番番 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 小石自転車保管所 中部 日本 | | 3 台 | 令和3年9 | |
| 域外 月14日 町8番 小石自転車保管所 八幡東区自転車放置禁止 区域外 1台 令和3年9 月29日 北九州市八幡西区大 字藤田2319番6 藤田自転車保管所 JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9 月14日 北九州市八幡西区長 崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 月9日 北九州市八幡西区大 字藤田2319番6 帝和3年9 月3日 人幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9 月21日 北九州市戸畑区三六 野田自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 5台 令和3年9 月21日 北九州市戸畑区三六 町13番 三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9 月2日 三六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 月2日 1台 令和3年9 月9日 月9日 15台 令和3年9 月9日 月16日 | | | 月28日 | |
| 八幡東区自転車放置禁止 1台 令和3年9 月3日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 「大藤田2319番6 藤田自転車保管所 「大藤田2319番6 藤田自転車保管所 「大藤田2319番6 藤田自転車保管所 「大藤田2319番6 藤田自転車保管所 「大藤田2319番6」 上北九州市八幡西区長崎町自転車保管所 「大藤田2319番6」 上北九州市八幡西区大字藤田2319番6 「大藤田2319番6」 本北九州市八幡西区大字藤田2319番6 「大藤田2319番6」 本北九州市八幡西区大字藤田2319番6 「大字藤田2319番6」 藤田自転車保管所 「大京藤田2319番6」 本名3年9月21日 「大川市戸畑区三六町13番」 「大川市戸畑区三六町13番」 「大川市戸畑区三六町13番」 「大自転車保管所 「大自転車保管所 「大自転車保管所」 「大川市戸畑区三六町13番」 「大自転車保管所」 「大田区自転車放置禁止区域」 「大川市戸畑区三六町13番」 「大田区自転車放置禁止区域」 「大自転車保管所」 「大田区自転車放置禁止区域」 「大自転車保管所」 「大田区自転車保管所」 「大自転車保管所」 「大田区自転車放置禁止区域」 「大田区自転車保管所」 「大田区自転車保管所」 「大田区自転車保管所」 「大田区はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま | 若松区自転車放置禁止区 | 2 台 | 令和3年9 | 北九州市若松区響南 |
| 八幡東区自転車放置禁止 1台 令和3年9 分和3年9 月29日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9 月14日 北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 月9日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9 月21日 JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 5台 令和3年9 月21日 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 3台 令和3年9 月16日 戸畑区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9 月2日 1台 令和3年9 月9日 月9日 1方台 令和3年9 月9日 月9日 15台 令和3年9 月9日 月9日 15台 令和3年9 月9日 月16日 | 域外 | | 月14日 | 町8番 |
| 区域外 月3日 字藤田2319番6 1台 令和3年9月29日 課出申職車保管所 JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9月14日 北九州市八幡西区長崎町2番長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9月3日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月3日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 「大藤田2319番6」 本部19年間2319番6 本市 「大藤田2319番6」 本市 本市 「大藤田2319番6」 本市 本市 「大川市八幡西区大字藤田2319番6」 本市 本市 「大藤田2319番6」 本市 本市 「大藤田2319番6」 本市 本市 「大藤町2番長崎町1番車保管所」 本市 本市 「大藤町2番長崎町1番車保管所」 本市 本市 「大藤町2番長崎町1番車保管所」 本市 本市 「大藤田2319番6」 本市 本市 「大川市戸畑区三六町13番長」 本市 市 「大川市戸畑区三六町13番長」 大川州市戸畑区三六町13番長 三六自転車保管所 「大川市戸畑区三六町13番長」 三六自転車保管所 「大川市戸畑区三六町13番長」 三六自転車保管所 「大川市戸畑区三六町13番長」 三六自転車保管所 「大川市 「大川市 「大川市 「大川市 「大川市 「大川市 「大川市 「大川市 | | | | 小石自転車保管所 |
| JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9 北九州市八幡西区長崎町2番長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月3日 藤田自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月21日 北九州市戸畑区三六町13番三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月8日 井16日 三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9月2日 三六自転車保管所 1台 令和3年9月9日 月9日 1ち台 令和3年9月9日 月9日 15台 令和3年9月9日 月9日 | 八幡東区自転車放置禁止 | 1 台 | 令和3年9 | 北九州市八幡西区大 |
| JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9月14日 北九州市八幡西区長崎町2番長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9月9日 北九州市八幡西区大字藤田2319番6字藤田2319番6序析 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月3日 市工大前駅周辺地区市 市工大前駅周辺地区市 本九州市戸畑区三六町13番三六自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 月8日 市町13番三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9月2日 三六自転車保管所 市畑区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9月9日 月9日 1台 令和3年9月9日 月9日 15台 令和3年9月月16日 月16日 | 区域外 | | 月 3 日 | 字藤田2319番6 |
| JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域 10台 令和3年9 北九州市八幡西区長崎町2番長崎町自転車保管所 JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月3日 市本3年9月21日 JR九州工大前駅周辺地区自転区域 5台 令和3年9月21日 北九州市戸畑区三六町13番三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 三六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9月9日 三六自転車保管所 1台 令和3年9月9日 月9日 1方台 令和3年9月9日 月9日 1方台 令和3年9月9日 月16日 | | 1 台 | 令和3年9 | 藤田自転車保管所 |
| 車放置禁止区域 月14日 崎町2番 JR黒崎駅周辺地区自転 2台 令和3年9 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止 4台 令和3年9 房和3年9 房田自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9 北九州市戸畑区三六町13番 町13番 三六自転車保管所 JR戸畑駅周辺地区自転 3台 令和3年9 三六自転車保管所 町13番 三六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9 月9日 月9日 15台 令和3年9 月9日 月16日 15台 令和3年9 月16日 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | | | 月29日 | |
| JR黒崎駅周辺地区自転 2台 令和3年9 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9月3日 藤田自転車保管所 人幡西区自転車放置禁止区域 3台 令和3年9月21日 北九州市戸畑区三六町13番 区自転車放置禁止区域 月8日 北九州市戸畑区三六町13番 工房戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 月16日 一方和3年9月2日 市加区自転車放置禁止区域 月2日 1台 令和3年9月9日 月9日 月9日 15台 令和3年9月9日 月16日 令和3年9月16日 | JR本城駅周辺地区自転 | 10台 | 令和3年9 | 北九州市八幡西区長 |
| JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域 2台 令和3年9 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止区域 4台 令和3年9 藤田自転車保管所 JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9 北九州市戸畑区三六町13番 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 7年3年9 北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 7年3年9 月16日 三六自転車保管所 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 車放置禁止区域 | | 月14日 | 崎町2番 |
| 車放置禁止区域 月9日 字藤田2319番6 八幡西区自転車放置禁止 4台 令和3年9月3日 区域外 月21日 JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9月8日 区自転車放置禁止区域 月8日 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転 3台 令和3年9月16日 市畑区自転車放置禁止区域 月16日 令和3年9月2日 「加区自転車放置禁止区域 月9日 1台 令和3年9月9日 月9日 15台 令和3年9月16日 月16日 令和3年9月16日 | | | | 長崎町自転車保管所 |
| 八幡西区自転車放置禁止 区域外 4台 令和3年9 月3日 藤田自転車保管所 分和3年9 月21日 JR九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域 5台 令和3年9 月8日 北九州市戸畑区三六 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域 3台 令和3年9 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 域外 1台 令和3年9 月2日 1台 令和3年9 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | JR黒崎駅周辺地区自転 | 2 台 | 令和3年9 | 北九州市八幡西区大 |
| 区域外 月3日 3台 令和3年9 月21日 JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9 区自転車放置禁止区域 月8日 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転 3台 令和3年9 車放置禁止区域 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 1台 令和3年9 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 車放置禁止区域 | | 月 9 日 | 字藤田2319番6 |
| 3 台 令和 3 年 9 月 2 1 日 1 日 | 八幡西区自転車放置禁止 | 4 台 | 令和3年9 | 藤田自転車保管所 |
| JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9 北九州市戸畑区三六 区自転車放置禁止区域 月8日 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 今和3年9 三六自転車保管所 戸畑区自転車放置禁止区域 1台 令和3年9 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 月16日 | 区域外 | | 月 3 日 | |
| JR九州工大前駅周辺地 5台 令和3年9 北九州市戸畑区三六 区自転車放置禁止区域 月8日 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転 3台 令和3年9 車放置禁止区域 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 1台 令和3年9 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | | 3 台 | 令和3年9 | |
| 区自転車放置禁止区域 月8日 町13番 JR戸畑駅周辺地区自転車 3台 令和3年9 車放置禁止区域 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 1台 令和3年9 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 月9日 15台 令和3年9 月16日 | | | 月21日 | |
| JR戸畑駅周辺地区自転 3台 令和3年9 三六自転車保管所 車放置禁止区域 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 1台 令和3年9 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | JR九州工大前駅周辺地 | 5 台 | 令和3年9 | 北九州市戸畑区三六 |
| 車放置禁止区域 月16日 戸畑区自転車放置禁止区 1台 令和3年9 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 区自転車放置禁止区域 | | 月8日 | 町13番 |
| 戸畑区自転車放置禁止区 1 台 令和3年9 域外 月2日 1 台 令和3年9 月9日 月9日 1 5台 令和3年9 月16日 | JR戸畑駅周辺地区自転 | 3 台 | 令和3年9 | 三六自転車保管所 |
| 域外 月2日 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 車放置禁止区域 | | 月16日 | |
| 1台 令和3年9 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 戸畑区自転車放置禁止区 | 1 台 | 令和3年9 | |
| 月9日 15台 令和3年9 月16日 | 域外 | | 月 2 日 | |
| 15台 令和3年9 月16日 | | 1 台 | 令和3年9 | |
| 月 1 6 日 | | | 月 9 日 | |
| | | 15台 | 令和3年9 | |
| 2 台 | | | 月16日 | |
| | | 2 台 | 令和3年9 | |
| 月24日 | | | 月24日 | |

北九州市告示第362号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の 規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書 面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和3年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番2号 日揮触媒化成株式会社北九州事業所 取締役北九州事業所長 鳥巣 進

- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称 北九州市若松区北湊町13番2号 日揮触媒化成株式会社北九州事業所
- (3) 設置される特定施設に関する事項
 - ア 種類、名称及び能力

| 種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設 |
|----|---|
| 名称 | C - 28 |
| 能力 | 40 m³/分 |

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年 月日

| 使用時間間隔 | 12時間/回 |
|------------|--------|
| 1日当たりの使用時間 | 2 4 時間 |
| 季節的変動 | なし |
| 設置年月日 | 許可後 |

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量 及び汚染状態

| | 1 | |
|-------------|----|--------|
| 汚水量 | 通常 | 0.0067 |
| (m³/目) | 最大 | 0.0067 |
| - 大字 ノエン神 広 | 通常 | 7 |
| 水素イオン濃度 | 最大 | 9. 5 |
| 浮遊物質量 | 通常 | 3 |
| (mg/l) | 最大 | 1 0 |
| 化学的酸素要求量 | 通常 | 1未満 |
| (mg/l) | 最大 | 1未満 |
| 窒素含有量 | 通常 | 1未満 |
| (mg/l) | 最大 | 1 0 0 |
| 燐含有量 | 通常 | 0. 1未満 |
| (mg/l) | 最大 | 0. 1未満 |
| 窒素(アンモニア性窒 | 活出 | 1 未満 |
| 素等) | | |
| | 最大 | 1 0 0 |
| (mg/l) | | |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、すべて産業廃棄物として処理するため、公共用水域への排水はない。

(5) 排出水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水量及び汚染の状態

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|------------------------|-----|
| 排出水の量 (m³/日) | 通常 11,392 最大 12,988 | 同左 |
| 水素イオン濃度 | 通常 5. 8 最大 8. 6 | 同左 |
| 浮遊物質量 (mg/l) | 通常 2 7 最大 4 2 | 同左 |
| 化学的酸素要求量 (mg/l) | 通常 10 最大 15 | 同左 |
| 窒素含有量 (mg/l) | 通常 40 最大 60 | 同左 |

| | , | | |
|-------------|--------------|-----|--------|
| 燐含有量 | 通常 | 0.2 | |
| (mg/l) | 最大 | 0.9 | |
| ほう素及びその化合物 | 通常 | 5 | |
| (mg/l) | 最大 | 1 0 | 同左 |
| ふっ素及びその化合物 | 通常 | 4 | |
| (mg/l) | 最大 | 8 | 同左 |
| 窒素(アンモニア性窒素 | \ 五 ☆ | 4.0 | |
| 等) | 通常 | 4 0 | 同左 |
| () | 最大 | 6.0 | |
| (mg/l) | | | |
| 生物化学的酸素要求量 | 通常 | 1 0 | 同左 |
| (mg/l) | 最大 | 1 5 | PJ /L. |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年10月14日から同年11月4日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和3年11月4日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第727号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

(掲示により別紙省略)